

一般社団法人日本医療機器学会 滅菌技士・師認定制度規則

第1章 総 則

第1条（目的）

本制度は、一般社団法人日本医療機器学会（以下、「日本医療機器学会」という。）の定款第4条（目的）第5号に掲げる事業である。

2. 医療施設における滅菌供給に関わる業務等に関する知識と実践に優れた技士・師を養成することにより、人類の健康と福祉および医療の安全に貢献することを目的とする。

第2条（認定の種別）

本制度で認定する資格は、以下のとおりとする。

1) 第2種滅菌技士

医療現場における滅菌供給に関わる業務等の従事者として必要な基本的な知識を習得していると認められた者

認定要件等は、第2章に定める。

2) 第1種滅菌技師

医療現場における滅菌供給に関わる業務等に精通し、必要な専門的知識及び技術を習得していると認められた者

認定要件等は、第3章に定める。

第3条（委員会の設置）

本制度の目的を達成するために、滅菌技士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）その他必要な委員会等を置くことができる。

第4条（認定委員会）

認定委員会の委員の構成は、以下のとおりとする。

- 1) 日本医療機器学会代議員 若干名
- 2) 専門委員 若干名

2. 認定委員会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3. 認定委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事会の決議を経て理事長が任命し、委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。

4. 委員は、委員長の推薦により、理事会の決議を経て理事長が任命する。

第5条（認定委員会の所掌事項）

認定委員会は、目的を遂行するために下記に掲げる事項を所掌する。

- 1) 認定講習の企画及び運営
- 2) 認定講習のテキスト等資料の編纂
- 3) 認定試験問題の作成
- 4) 認定試験の結果を適正に評価し、その結果に基づき資格者を認定
- 5) 滅菌技士・師の資質の維持・向上のための講習会・研修会の企画・運営
- 6) 滅菌業務に関する講習会・研修会等の主催者からの講師派遣依頼に対する講師の推薦及び派遣
- 7) その他関連する事項

第2章 第2種滅菌技士

第6条（認定資格）

第2種滅菌技士の認定申請ができる者は、以下の条件を満たしていること。

- 1) 日本医療機器学会の正会員であること。
- 2) 滅菌供給に関わる業務等の実践に通算3年以上携わっていること。
- 3) 日本医療機器学会が作成した“医療現場における滅菌保証ガイドライン”の内容を理解

実行できること。

4) 第2種滅菌技士認定講習を修了していること。

第7条（認定方法）

第2種滅菌技士の認定を希望する者は、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1) 第2種滅菌技士認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 滅菌供給業務に関する活動および活動記録
- 4) 所属施設長の推薦状
- 5) 認定料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

2. 認定委員会は、毎年1回以上第2種滅菌技士認定講習を行う。

3. 認定委員会は、毎年1回申請書類および第2種滅菌技士認定講習の結果を総合的に評価・審査し、適格者に第2種滅菌技士認定証を交付する。

4. 認定期間の有効期間は、4年間とする。

5. 認定更新の審査を経なければ、引き続いて第2種滅菌技士を呼称することはできない。

第8条（認定資格の更新）

認定委員会は、認定を受けてから4年を経過する第2種滅菌技士から認定更新申請がなされたとき、認定更新の審査を行い、要件を満たした者について、第2種滅菌技士認定資格を更新する。

2. 認定更新要件については、細則に定める。

3. 第2種滅菌技士認定の更新を希望する者は、認定有効期間満了の日から遡って1か月前までに、以下の書類を添えて認定委員会に申請する。

- 1) 第2種滅菌技士更新申請書
- 2) 認定期間中の業務経歴
- 3) 認定期間中に取得した所定研修単位の証明書
- 4) 認定更新料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

第9条（認定資格の喪失）

第2種滅菌技士は、以下の事由により、その認定資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により認定資格を辞退したとき
- 2) 日本医療機器学会正会員資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 所定の期日までに認定更新の申請を行わなかったとき
- 5) 第2種滅菌技士としてふさわしくない行為が認められたとき

第3章 第1種滅菌技師

第10条（認定資格）

第1種滅菌技師の認定申請ができる者は、第2種滅菌技士認定者で、第1種滅菌技師認定学科講習を修了した後、第1種滅菌技師実技講習を修了した者とする。

学科講習を修了した者でなければ、実技講習を受講できない。

第11条（認定方法）

第1種滅菌技師の認定を希望する者は、第1種滅菌技師認定学科講習および実技講習を修了し、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1) 第1種滅菌技師認定申請書
- 2) 認定料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

2. 認定委員会は、第1種滅菌技師認定学科講習および実技講習を毎年1回以上開催する。

3. 認定委員会は、毎年1回申請書類および学科講習並びに実技講習の結果を総合的に評価・審査し、適格者に第1種滅菌技師認定証を交付する。

第12条（認定資格の更新）

第2種滅菌技士認定資格を更新することにより更新され、改めて第1種滅菌技師認定更新手続き

は必要としない。

第13条（認定資格の喪失）

第1種滅菌技師は、以下の事由により、その認定資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により認定資格を辞退したとき
- 2) 日本医療機器学会正会員資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 第2種滅菌技士の認定更新の申請を行わなかったとき
- 5) 第1種滅菌技師としてふさわしくない行為が認められたとき

付 則

1. この規則に規定するものの他、本制度の運営に必要な事項は別に定める。
2. この規則の改廃は、認定委員会の提案により理事会の決議を経て決定する。
3. この規則は、平成12年7月7日制定された第2種滅菌技士認定制度規則及び平成15年7月1日に制定された第1種滅菌技師認定制度規則を統合し、一部を改正した。
4. 改正規則の施行は、平成29年4月20日とする。
5. 細則（I.1. 申請料等）の一部を改正した。改正細則の施行は、令和2年3月1日とする。

細 則

I. 第2種滅菌技士

1. 申請料等

- 1) 資格取得講習受講料 11,500円
- 2) 認定料 21,000円
- 3) 認定更新料 21,000円

2. 認定更新の要件

- 1) 認定取得後、4年間、引き続いて医療現場の滅菌供給に関わる業務等に貢献してきたこと。
- 2) 認定取得後、4年間に以下に掲げる所定取得単位30単位以上を取得したこと。

a. 日本医療機器学会大会	参加	8単位
b. 日本医療機器学会大会 滅菌供給関連演題発表	筆頭演者	15単位
	共同演者	10単位
c. 日本医療機器学会誌 滅菌供給関連論文掲載	筆頭執筆者	15単位
	共同執筆者	10単位
d. 日本医療機器学会 滅菌供給関連研究会等	参加	5単位
	筆頭演者	12単位
e. 関連学会誌（日本手術医学会、日本環境感染学会）滅菌供給関連論文掲載	共同演者	5単位
	筆頭執筆者	10単位
f. 関連学会（日本手術医学会、日本環境感染学会）、滅菌供給関連研究会等	共同執筆者	5単位
	参加	5単位
g. 海外滅菌供給関連学会あるいは会議（ISO/TC198を含む）	筆頭演者	10単位
	共同演者	5単位
h. 海外滅菌供給関連学会あるいは会議 演題発表	出席	10単位
	筆頭演者	20単位
	共同演者	10単位

- 3) 65歳を超えた者は、本要件の1)を満たしていれば、更新申請することができる。

II. 第1種滅菌技師

1. 申請料等

- 1) 資格取得講習受講料
 - 学科講習 30,000円
 - 実技講習 30,000円
- 2) 認定料 20,000円

2. 第1種滅菌技師認定学科講習修了資格の有効期間

有効期間は、2年間（2年間以内に行われる実技講習を受講しないと失効する。）